

意見書

平成27年8月21日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成27年8月21日に開催した平成27年度第3回三重県公共事業評価審査委員会において、県より水道事業1箇所、林道事業1箇所および道路事業3箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 水道施設整備事業 [県事業] 【再評価対象事業】

12番 ほくちゅうせいすいどうようすいきょうきゅう 北中勢水道用水供給事業

当該箇所については、平成5年度に事業に着手し、平成15年度、平成20年度に再評価を行い、その後、平成25年度より休止していた事業を平成27年度より再開するにあたり再評価を実施する必要性が生じた事業であり、平成27年度第1回審査委員会で継続審議となった。

今回、継続審査を行った結果、前回の問題点の説明がなされ、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(2) 林道事業 [県事業] 【再評価対象事業】

1番 はるあいづせん 波留相津線

当該箇所については、平成10年度に事業に着手し、平成15年度、平成18年度、平成22年度に再評価を行い、その後5年を経過して継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(3) 道路事業 [県事業] 【再評価対象事業】

3番 いちしで やせんなかがわらばし 一般県道一志出家線中川原橋

6番 うがたいそべ 一般国道167号鶺方磯部バイパス

7番 いそべだいおうせん しじま 主要地方道磯部大王線志島バイパス

3番については、平成18年度に事業に着手し、その後おおむね10年を経過して継続中の事業である。

6番については、昭和61年度に事業に着手し、平成12年度、平成17年度、平成22年度に再評価を行い、その後5年を経過して継続中の事業である。

7番については、平成18年度に事業に着手し、その後おおむね10年を経過して継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、3番、6番及び7番について、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。